○法務省告示第二百十二号

奈良県北葛城郡広陵町役場保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷千二十二番地

脇本　勇

○法務省告示第二百十三号

沖縄県宮古島市役所備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

沖縄県宮古郡上野村字新里七百四十八番地六

兼島　武三

○法務省告示第二百十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十三年五月一日から効力を生ずる。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

東京法務局所属

静岡地方法務局所属

神戸地方法務局所属

奈良地方法務局所属

宮崎地方法務局所属

福島地方法務局所属

山形地方法務局所属

秋田地方法務局所属

大渕　敏和

大霜　憲司

松尾　一雄

内海　洋治

小松　平内

山口　和秀

加藤　昭

佐藤　信昭

鈴鹿　寛

○法務省告示第二百十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

氏　　名　ベンジャミン・オット・ラング

生年月日　千九百七十六年二月七日

国　　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二百十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国バージニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

氏　　名　ケビン・クリストファー・クンゼンドルフ

生年月日　千九百七十一年十二月十六日

国　　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二百十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

一　指定を受けた者

氏　名　ケビン・クリストファー・クンゼンドルフ

生年月日　千九百七十一年十二月十六日

国　籍　アメリカ合衆国

原資格国　アメリカ合衆国バージニア州

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

アメリカ合衆国コロンビア特別区において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年六月八日」を「平成二十三年六月八日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年六月八日から施行する。

○法務省告示第二百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十九号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

第一号中「千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地ワールドビジネスガーデンマリブウエスト」を「千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一ワールドビジネスガーデンマリブウエスト」に改める。

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年七月十五日」を「平成二十三年七月十五日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月十五日から施行する。

○法務省告示第二百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年七月一日」を「平成二十三年七月一日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

○法務省告示第二百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年七月二十二日」を「平成二十三年七月二十二日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年七月二十二日から施行する。

○法務省告示第二百二十二号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十八日

法務大臣　江田　五月

第三号中「平成二十二年七月一日から平成二十三年六月八日」を「平成二十三年六月八日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年六月八日から施行する。

○財務省告示第百四十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年四月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十三年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	三・二七トン
四	二八、三〇二トン
五	一、五二三トン
六	一○トン
七	一三・一九トン
八	一・一三トン
九	四七、二五三トン
一○	八、八四七トン
一一	三、九七一トン